

既知と未知

川口幸宏*

連日の40度の猛暑の中をスイスとフランスの旅を続けた今年の夏。とりわけ夕方の「風」の時間帯は木陰とて涼を求める役にはたたない。うだりながらも、短い旅の総日数の中で、ぼくは目的に近づくために、連日、街中を歩き続ける。カフェに入るのも涼を求めるわけではなく、歩き疲れた足を休めるためでしかない。とにかく冷房などほとんど縁のない世界なのだ。体力の限界を超えるほどの暑さには耐えられようはずはないけれども、冷房がないことがこれほどぼくにとってありがたいことはない、改めて実感することができたのも、今回の旅の大きな成果であろうか。我が国で生活していると、過剰冷房から逃れることの方が難しいのだから、よけいにその実感がある。噴き出てくる汗をタオル地のハンカチで拭い、地図とにらめっこで、通り名、番地名を捜し続ける。

今回の旅は、J. J. ルソーとエドアール・セガンの足跡をたどることが一つの目的であり、もう一つの目的はパリ・コミューンの教育改革が実際に行われた学校史跡を訪ねることであった。そして旅というもののおもしろさは、それらの目的が遂行されるだけではなく、まったく新しい「発見」という余録との出会いがあることである。新しい出会いが、従前の目的を、より豊かなものへと誘ってくれることも少なくない。

ルソーの顕彰には行き届いている。彼の足跡について未発見のものを探し出そうとする作業目的を持つことなど、無意味なことだろう。どこで誰と出会ったか、どこに住んでいたか、どこで執筆をしたか、などという「どこで」はすべて明らかになっている。そしてその地名を地図で探し出し目的地を訪ねると、そこは博物館や記念館になっていたり、例のごとく建物の壁面に顕彰パネルが張られていたり、石像が建てられていたりしている。それはそれで、しばしルソーへの共感の時を味わうことができるので、旅の楽しみには加えられる。そう、ルソーの足跡を追った旅は、ぼくの中の既知のルソー像との出会いである。

一方、オネジム＝エドアール・セガンを追った旅は、ぼくが彼に興味を持ったのも2003年8月、ほんの2ヶ月ほど前のことであり、かつ旅の準備過程の中で知り得たわずかな情報を手がかりとするものでしかないこともあって、「その名前さえ始めて知った」「名前は知っているけれど事実や実態については未知である」という意識が強く働く。白痴児教育の開拓者として一つの学派をなすエドアール・セガンであっても、それは彼の人生の後半

* 学習院大学教職課程

期・アメリカでのこと。彼の人生の前半期・フランスにおいては、ようやくその名前が認知され始めたという程度で、溢れるほどに街中に張られている人物顕彰パネル群に、彼の名前を探し出すことはできない。パリ入りしてから、近年再編集されて発刊された彼の著作物入手し、その編者によるセガンの略伝を読んでメモを取る。それを手がかりにして地図にその機関、通り名、番地を求め、探訪する。一つひとつがぼくにとっては「未知」の世界である。いや、「未知」の世界への玄関口に立ったというところだろうか。玄関で追い払われるか、奥の間に導かれるか、それはこれからのぼくの学習と研究にかかるしかないわけである。

パリ・コミューンの教育改革の研究を手がけて3年が経つ。これまでは公文書に類するであろう文献・資料を中心に進めてきた。そしてその成果を小論にまとめた。だがぼくの中に何か釈然としない思いが渦巻いていた。その思いの質が何であるのかを十分に解きほぐせないまま、パリ入りをした。例によって古書店に足を運び、新しい資料を求めた。そして、今回もまた「新しい歴史」との出会いを果たすことができた。パリ・コミューン終焉直後に発刊された写真アルバム2冊などは垂涎ものの史料である。それらの資料の中でジャン・アルマーニュ(Jean ALLMANE)の『あるコミユナルの思い出——徒刑場の暴動』(1906)はこれまで入手した資料類の中で異彩を放っていた。ジャン・アルマーニュはパリ・コミューン議員ではない。国民衛兵隊の立場からパリ・コミューンに関わった。パリ・コミューン成立以前からパリ5区の監視委員会の長を務めている。監視委員会というのは、プロイセンによるパリ包囲に抗し、プロイセンによるパリ侵攻を防止しようとする市民による自警組織・国民衛兵隊によって組織されたものである。パリ・コミューン成立後は、パリ・コミューン議会と共に、あらゆる改革を具体的に進める。たとえば、パリ・コミューンが、1871年4月2日に「国家と教会とは分離される」という歴史的な政令を出して以降、その具体化を推進する役割をアルマーニュらは負ったわけである。幸いなことに、パリ5区と言えばぼくが定宿と定めている地区である。カルチェラタン(ラテン街)といわれているように、文教施設が数多く、それだけに、パリのそしてフランスの歴史の宝庫でもあるわけだ。

具体化の一つに、ぼくが求める教育改革がある。さらに言えば、1851年以降猛威をふるっていた教会による学校支配をどのように解きほぐし、歴史的な教育の世俗化を進めたのか、彼の追想記の中に、その事実を知ることができるのだろうか。同書は、表題にもあるように、アルマーニュの半生の重要なエポック・メイキングであったパリ・コミューンを

中心にして、それへの参加までの過程、パリ・コミューンの活動、そして捕らえられてニュー・カレドニアに流刑になり、そこで徒刑囚の解放のための戦いを起こしたことが綴られている。パリ・コミューン通史的なことを一人の人間の生き方で示したものであり、類書は少なくない。ただ、ぼくがこれまで知り得た類書の中で異色なのは——というより、強い興味を示すことができたのは——パリ 5 区で学校の世俗化に具体的に関わったことが記述されていることである。「世俗化の過程はどのようなものだったのだろうか」を知りたかったのだ！と同書を古書店で拾い読みした時に鮮明になった。以降の研究の課題もこの時点で明らかになった。パリ全 20 区の教育改革の具体を可能な限り資料探索をすること、である。

同書で学校の世俗化を進めた状況の一つを次に示しておく。

「私は、パリ・コミューンが公共事業として設立したいと願った教育をなおざりにしないという榮譽に執着した；それゆえ、私たちの戦闘が始まり強まってからも、私は初等ならびに中等教育の世俗化と再組織の任務を帯びた特別委員会の全面的な準備に従事した。キリスト教学校の男女に代えて、男女教員を導入することが、新しい学校制度の端緒でなければならなかった。

実のところ、この人員の取り替えは、修道院がたくさんある我が 5 区で、順調には進まなかったことを打ち明けなければならない。

(中略)

修道院母院の支聖堂があったロラン (Rollin) 通りの学校の愛すべき兄弟たちは、区役所の一人の代表によって退去するように促された；彼らが従わなかったので、同代表はふたたび、市の所有である学校を明け渡すようにとの命令を通告した。彼は数人の国民衛兵に伴われていたにもかかわらず、立ち退きの命令は効果なく、すっかりうなだれて、あまり精力的でないこの同志は修道士たちが学校を立ち退かないと報告にやってきた！

苦勞をねぎらったあと、3度目の落胆を味わいたくなかったので、私はロラン通りに赴き、愛すべき兄弟たちの家の扉を叩いた。応答がなかったので、私は大声で、もし 10 分内に家から出て行かなければ、扉を打ち破り、おまえたちの身体を拘束し、塹壕の修復に行かせ、ヴェルサイユの砲弾に見舞わせることになる、彼らに言った。

かつて脅しがいい結果を生み出したことはなかった。が、あつという間にすべての坊主が校庭に現れ、門番がロラン通りに面している重い扉を開け、この光景を興味深く見ていた近所の人々の笑いのただ中で、修道士たちは、カラスが一斉に飛び立つように、姿

を消した。

主だった二人の歩哨を玄関に配置し、すべての出口を固めた後、私たちは学校に入った。門番と私と一緒にいった下士官とを伴って、私たちは2階と3階にあがった。そこは非常に乱雑になっていた。共同寝室の汚物、悪臭が私たちの嗅覚神経を厳しい試練にかけた。おお！不快な、ひどい部屋だ！

糞便で汚れた夜間用の欠けた便器、夜、街中をうろつくためのあらゆる種類の衣類；あらゆる種類の小瓶、注射器、さまざまな原料、垢だらけの櫛、非常に巧みに気を逸らせてはいるが臭いが漏れてくる美しい短靴。

このように、そこは悪臭をはなっていた。私たちは、入念な調査に取りかかる前に、急いで窓へと駆け寄り、大きく窓を開け放った：私たちは互いに、共同の部屋でらんちき騒ぎを持った好敵手のくつろいだ生活についての非常に正確な計算を余儀なくされた、この予防を誉めあうしかなかった。

（後略）」

もちろん史実のすべてがこのようであるはずはない。あと一つ彼が紹介をしている女兒学校では、世俗教師に入れ替えたあと、修道女と信者たちが押しかけ、授業中の教師を捕らえ、その場で彼女のスカートを巻きあげ、血がほとばしるほどの打擲を加え、結局修道女たちが「学校支配」をふたたび始めた、というのものもある。「歴史が変わる」瞬間の動態をまざまざと実感させてくれる史実である。

こうした記述に出会うたびに、ぼくはカメラを持って、その場に出かける。ロラン通りは極めて短路である。しかしながら、その両側に並び立つ建物の壁には、さまざまな顕彰パネルがはめ込まれている。それらのパネルを時系列に並べてみながら、この小さな路地裏で起こった歴史を再現してみるのもおもしろい。17世紀、19世紀、20世紀と、それぞれに歴史を作った起点がある。アンシャン・レジュール期、パリ・コミューン、そして第二次世界大戦。フランス近代小史を見るような思いになる。そしてそれらは我が日本の近代史とまったく無縁ではないわけである。

さて、旅にはいつも余録が待っている。今回の旅は、猛暑に見舞われたということもあってその余録を期待する心は整っていなかった。ただ、いつものように、通訳の任を努めて下さるK君がその余録を運んでくれた。

「先生のエッセイを読んで、とてもおもしろい、と言っていた人をお目にかけます。Iさ

んと言っ、フランス人をご主人にしている方です。とてもすてきな方です。先生には是非お会いしたい、夕ご飯をご自宅にご招待したい、と言っておられます。」

中度聴覚障害を持っていることも起因しているが人見知りの激しいぼくは、新しい人との出会いを、その人の懐の内を持つことに対して極めて臆病になる。だから、ぼくは、ディナーのその日の朝から緊張の極限にあった。いつものように街を歩き回り建物を眺め、壁を見つめ、石畳を味わう散策をしながらも、「新しい発見」への好奇心はあまり働かなかった。ようやく夕刻 8 時、外はまだ写真をフラッシュなしで撮ることができるほどの明るさの中、K 君に伴われて I さんのアパルトマンを訪ねた。いったん訪問をし、緊張が次第に和らいでくる気持ちを感じると、ぼくは饒舌になっている自分を発見する。なぜそうなのか、そのたびに自分でも不思議に思うし、饒舌さが他人に対して不快を感じさせるであろうからやめた方がいいに決まっているのだが、それが分かっているのかもしれない。おそらくそれは自己防衛なのだろう。幸いにも I さんはその饒舌を受け入れてくださったようで、次の日、K 君から、「I さんからファックスが届いていました。先生はおもしろい方です。道草人生を送られてきたことを知って大いに先生のファンになりました。云々」という連絡が入った。うーむ、道草人生か……。なるほど。道草を羞じる日本の文化に浸っていながらもあえて道草人生を人様に語りつづけてきたぼくのひねくれ根性に、辟易されるのかと思っていたが、その逆であったとは！

I さんの住むアパルトマンはパリ 6 区セルバンドニ (SERVANDONI) 通りにある。リュクサンブール宮殿正面口近くである。この近辺の建築物はフランス革命期以前からのものだそうだ。度重なる革命の動乱、オスマンによるパリ大改造、プロイセンによるパリ侵攻、パリ・コミューンの際の「パリ燃ゆ」等々、都市を破壊した歴史の荒波を直接受けることなく、静かにたたずまい続けてきた、パリの中でも数少ない地域である。その建築物一つひとつを確かめるように見ながら歩いていた。すると、18 番と 20 番のちょうど真ん中に、つまり、壁がくっついているけれども二つの建築物の境目に、埋め込まれた年号を示す 1998 という数字を刻んだ新しい顕彰パネルがあった。それには次のようにある。

Olympe de Gouges

1748 – 1793

Auteur de la Déclaration des Droits de la Femme et de la Citoyenne

一瞬、フランス革命期に出された例の「人権宣言」を思いついた。そして、愚かにも、

オランプ・ド・グージュなる人がその執筆者（発案者）であり、その場所で生活をしているのだらうと考えたわけである。カメラのファインダーをのぞいてアングルを定めているうちに、いや、待てよ、違うぞ、と思いなした。例の人権宣言は *Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen* である。Homme を「人間」、Citoyen を「市民」と訳し、「人間と市民の諸権利宣言」というのが我が国で知られているものである。ところがパネルは *Femme, Citoyenne* となっている。それぞれ「女性」、「女性市民」との訳語になる。パネルは「女性と女性市民の諸権利宣言」を示しているわけである。フランス革命期に女性の権利についての宣言が出されている、近代フェミニズム運動の起点である、ということは幾度も耳にしていたけれども、それを示すフランス語タイトルについてはまったく無知であった。今更ながらの説明は意味がないけれども、それにしてもぼくにとっては、フランス語の持つおもしろさ、それを使いこなすことによって機知が生まれ、歴史が新しく作られることを実感的にすることができた瞬間である。Homme（オム）を「人間」と訳する。ぼくなど浅学の者が「人間」という日本語にぶつかった時にはそこには無性の言葉しかイメージすることができない。しかしながら、フランス語では Homme は男性名詞として扱われる。そして Homme に対する女性名詞 Femme（フェム）には「人間」という訳義はなく「女性」となる。当然、両性が存在する「人間（男女）」に対して、方や「人間」（無性）と「男性」を意味する Homme、方や「女性」のみを意味する Femme。「言葉」の歴史そのものの中にも「男性中心史」を見ることが出来るわけである。男性中心史に異議申し立てをし、社会や政治を女性の目から捕らえなおしたオランプ・ド・グージュの「女性と女性市民の諸権利宣言」は、このような言語的特性に目を向けた「人間と市民の諸権利宣言」に対するパロディにもなっており、かつ、重要なジェンダー束縛からの解放を通して、普遍的な「人間」（ホモサピエンス）解放へと向かわせる契機となったわけである。

もちろん、オランプ・ド・グージュへと誘ってくれた今回の旅の余録は、ぼくの歴史感覚、人間認識を豊かにしてくれるであろうことを強く予感させてくれた。言うまでもなく、次の日、いくつかの書店を回り、彼女のことを知るための諸資料を求めたのである。その成果は、そう遠くない日に、*Déclaration des Droits de la Femme et de la Citoyenne* の全訳を果たすことに現れることであろうⁱ。そういえば、我が教育界で忘れてはならないコンドルセは、フランス革命期にあつて、数少ない女性の政治的参加を主張した男性であった。彼はそのせいで逮捕拘束され、獄中で自死を遂げるのだが、彼が追っ手から逃れ一時期かくまわれていたのが、オランプの住むアパルトマンの斜め前、15 番のヴェルネ夫人宅であ

った。K君の壁面パネルを探す目はコンドルセのその証拠であったことが印象深い。

オランプもまた恐怖政治が始まった年に処刑台に登らされる。ギロチンで落とされた首が手で持ち上げられている戯画（リトグラフ）が歴史の残酷さを今日伝えてくれる。処刑理由「女の身でありながら政治家になろうという野望を抱いた」。当時の新聞の論調は、J. J. ルソーが『エミール』で描いた新しい女性像（子どもを母乳で育てる——それはけっして農村婦人像をモデルにしたものではない）に従って、「祖国と自然と良俗の名に従って、女性は家庭に帰れ」であった。ルソーは、子ども期と青年期を「発見」し、それぞれの期を過ごしたすべての **Homme** を近代市民に育成すると共に、**Femme** に新しい「囲い込み」を求めることになる。その「囲い込み」の中で生きる女性は、主として、中産階級に属する。「総中産階級化」をなした我が国でルソーが持てはやされてきたし、しているのは、必然なのかもしれない。

i 私訳で全文紹介する。

前文

国民の代表者である、母親、娘、姉妹は、国民議会に加えられることを要求する。女性の権利の不知・忘却または蔑視が公共の不幸と政府の腐敗の諸原因に他ならないことに鑑み、厳粛な宣言の中で、女性の譲渡不能かつ神聖な自然権を提示することを決意したが、その意図するところは、社会統一体の総ての構成員が絶えずこれを目の前に置いて、不断にその権利と義務を想起するようにするため、女性の権利および男性の権利の諸行為が、随時、総ての政治制度の目的との比較を可能にされ、より一層尊重されるため、女性市民の要求が以降単純かつ確実な諸原理を基礎に置くものとなって、つねに憲法の維持および総ての者の幸福に向かうものとなるためである。

その結果として、母性の苦しみにもかかわらず、美しさと勇気を持つ優れた性は、至高の存在の面前でかつその庇護の下に、次のような女性および女性市民の権利を承認し、かつ宣言する。

第1条 女性は、生まれながらにして自由であり、かつ権利において男性と平等に居住を共にする。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる。

第2条 あらゆる政治的団結の目的は、女性と男性の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は自由・所有権・安全および圧政への抵抗である。

第3条 あらゆる主権の原理は、本質的に女性と男性の結合でしかない国民に有する。いずれの団体、いずれの個人も、国民から明示的に発するものでない権威を行い得ない。

第4条 自由と正義は他人に所属する総てを取り戻すことにある。その結果、女性の自然権の行使は男性によって女性に絶えず向けられる横暴という限界しか持たない。これらの限界は自然法と理性法によっては期されなければならない。

第5条 自然法と理性法は社会に有害なあらゆる行為を禁止する。賢明で神授の法により禁止されない総てのことは妨げることができず、また何人も法の命じないことを為すように強制されることはない。

第6条 法は総意の表明であらねばならない。総ての女性市民と総ての男性市民は、自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力しなければならない。法は総ての者に同一でなければならない。総ての女性市民と総ての男性市民は、法の間からは平等であるから、その能力に従い、かつその特性および才能以外の差別を除いて、平等にあらゆる公の位階、

地位および職務に就任することができなければならない。

第7条 いかなる女性も除外されない。女性は法に規定された場合には、訴追され、逮捕され、そして拘禁される。女性は、男性と同じく、この厳格な法に従う。

第8条 法は、厳格かつ明白に必要な刑罰のみを定めなければならない、何人も犯罪に先立って制定公布され、かつ適法に女性に適応された法によらなければ、処刑され得ない。

第9条 総ての女性は罪を宣告される。法によって厳格に為される。

第10条 何人もまさにそれぞれの根本的な意見について不安にさせられてはならない。女性は死刑台に登る権利を持つ。その表明が法によって確定された公序を乱さない限り、何人も等しく演壇に登る権利を持たねばならない。

第11条 思想および意見の自由な伝達は、女性の自由が子どもの父親の正嫡を保障する限りにおいて、女性のもっとも貴重な権利の一つである。従って総ての女性市民は次のように自由に発言することができる：私はあなたの子どもの母親です、不確かな予断でなく間違いなく、と。ただし、法により規定された場合におけるこの自由の濫用については、責任を負わなければならない。

第12条 女性および女性市民の権利の保障は、重要な利益を要求する。従ってこの保障は、総ての者の利益のために設けられるものであり、それが委託される女性および女性市民の特定の利益のために設けられるものではない。

第13条 武力を維持するため、及び行政の諸費用のため、女性と男性の租税は等しい。あらゆる賦役、あらゆる苦役を分かち持つ。従って席、職務、地位、荣誉及び職業の配分において同様に分かち持たなければならない。

第14条 女性市民と男性市民は、自身でまたはその代表者により公の租税の必要性を確認する権利を有する。女性市民は、財産のみではなく公的管理において、等しい配分を受けることによって、かつその数額・基礎・徴収及び税の存続する期間を規定する権利によってのみ、参与することができる。

第15条 多数の男性に貢献するために連合させられた多数の女性は、その行政の総ての公の職員に報告を求める権利を有する。

第16条 権利の保障が確保されず、権利の分立が規定されない総ての社会は、憲法を持つものではない。国家を構成する諸個人の大多数がその起草に協力するのでないならば、憲法は無効である。

第17条 所有権は、婚姻関係にあらうとも非婚関係にあらうとも、総ての者にある。所有権は、各々のために、不可侵かつ神聖な権利である。何人も適法に確認された公の必要性が明白にそれを要求する場合で、かつ事前の正統な補償の条件の下でなければ、自然の有効な資産としてこれを奪われることがない。